

別紙

諮問第579号

答 申

1 審査会の結論

「私が〇〇について東京都教育委員会（〇〇事務所）に対して救済及び改善を求めた『〇〇市立〇〇中学校への保護者の訴え』を不存在を理由として非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が〇〇について東京都教育委員会（〇〇事務所）に対して救済及び改善を求めた『〇〇市立〇〇中学校への保護者の訴え』の開示請求に対し、東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が平成28年11月11日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 〇〇の真相を究明するため「〇〇を求める請願書」を教育委員会に提出し、採択された。教育委員会の責任と権限において保全すべき個人情報であり必ず存在するはずである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書による実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 請求個人情報は、審査請求人が開示請求時に提出した添付資料によると、平成7

年前後に処分庁が取得したものと推察される。

イ これを踏まえ、関連部署において確認を行った結果、当該請求個人情報には現に保有しておらず、存在しなかった。また、当該請求個人情報が、東京都教育委員会文書管理規則に定める長期保存文書に指定されている事実も確認できなかった。

ウ なお、当該請求個人情報が、平成7年前後に取得されていたか否か、開示請求時点では定かではないが、当時からは既に20年以上経過している。仮に当該請求個人情報が取得されていたとしても、長期保存文書でない以上、保存期間は最長でも10年であり、保存期間を既に満了し、廃棄されている。

エ 以上により、当該請求個人情報は現存しないため、非開示決定を行った。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 3月30日	諮問
平成29年11月22日	新規概要説明（第182回第一部会）
平成29年12月 7日	実施機関から理由説明書收受
平成29年12月20日	審議（第183回第一部会）
平成30年 1月30日	審議（第184回第一部会）
平成30年 2月28日	審議（第185回第一部会）

## (2) 審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 東京都教育委員会文書管理規則について

実施機関における公文書の管理は、東京都教育委員会文書管理規則（平成 11 年教育委員会規則第 64 号。以下「文書管理規則」という。）に基づき行われている。

文書等の保存期間については、文書管理規則 44 条 1 項において、長期、10 年、5 年、3 年、1 年、1 年未満の 6 種であると規定されており、45 条 3 項において、教育長は、保存期間の基準に基づき、教育委員会の公文書に係る文書保存期間表（以下「文書保存期間表」という。）を定めるものと規定されている。

さらに、主務課長は、46 条 1 項により、文書保存期間表に従い、その所管する課の公文書の保存期間を適切に定めなければならないとされ、同条 2 項により、その所管する課の公文書を、前項の規定により定めた保存期間が満了する日までの間、適切に保存しなければならないと規定されている。

また、主務課長は、同条 3 項により、文書保存期間表に定める保存期間を超えて保存する必要があると認める公文書については、総務課長の承認を得て、その必要な期間当該公文書を保存することができるとされ、51 条 1 項により、文書等がその保存期間を満了したときは、当該文書等を廃棄するものとされている。

なお、保存期間が満了する日については、46 条 4 項 2 号において、「当該公文書を職務上作成し、又は取得した日の属する会計年度の翌会計年度の初めから起算して当該保存期間が表示する期間の終了する日」と規定されている。

### イ 本件請求個人情報について

本件審査請求に係る請求個人情報は、「私が〇〇について東京都教育委員会（〇〇事務所）に対して救済及び改善を求めた『〇〇市立〇〇中学校への保護者の訴え』」（以下「本件請求個人情報」という。）である。

実施機関は、本件請求個人情報について、現に存在しないとして不存在を理由とする非開示決定を行った。

ウ 本件請求個人情報の不存在の妥当性について

実施機関の説明によれば、本件請求個人情報は、審査請求人の主張からして実施機関が平成7年前後に取得したものと推察され、関連部署においてその探索を行ったが、本件請求個人情報は現に保有しておらず、存在しなかったとのことである。

また、審査会が実施機関に確認したところ、本件請求個人情報が文書管理規則に定める長期保存文書に指定されている事実及び保存期間を超える保存の事実はないとのことであった。

本件請求個人情報が平成7年前後に実施機関において取得されていたか否かについては、現時点では定かではないが、既に20年以上経過しており、仮に当該個人情報が実施機関において取得されていたとしても、保存期間を満了し、廃棄されているものと考えられる。

以上のことを踏まえると、本件請求個人情報は保有しておらず、存在しないという実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、本件請求個人情報を不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、浅田 登美子、神橋 一彦、塩入 みほも